

## 石巻市小企業小口融資あっせん規則

### (目的)

第1条 この規則は、市内に居住する小企業者で事業資金を必要とするものに対し、無担保、無保証人で市が融資のあっせん及び助成を行うことにより、小企業者の健全な育成を図ることを目的とする。

### (小企業者の定義)

第2条 この規則において「小企業者」とは、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種（信用保証協会の保証対象外業種を除く。）を営む者で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とするものについては5人）以下の企業者をいう。

### (融資あっせん)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）、あっせんによって融資を行う金融機関（以下「特定金融機関」という。）、石巻商工会議所、石巻市牡鹿・稲井商工会、石巻河南桃生商工会及び石巻かほく商工会と相互協力のもとに小企業者に融資あっせんを行うものとする。

### (資金の預託等)

第4条 市長は、前条に規定する融資あっせんを行うため、毎年度予算の範囲内で資金を特定金融機関に預託するものとする。

2 特定金融機関は、前項に規定する預託金に対し融資目標額を設けなければならない。

3 資金の預託等については、市長と協会及び特定金融機関が別に覚書を交換するものとする。

### (特定金融機関)

第5条 特定金融機関は、市長が指定する。

2 特定金融機関は、市のあっせんに係る事業資金の融資を行うものとする。

### (信用保証)

第6条 融資は、全て協会の信用保証を受けなければならない。

### (損失補償)

第7条 市は、協会がこの規則に基づく信用保証により損失を受けたときは、別に定めるところにより損失を補償するものとする。

### (資金の用途制限)

第8条 この規則による資金は、小企業者の事業運営上必要とする設備又は運転資金以外に使用してはならない。

### (信用保証状況の報告)

第9条 協会は、毎月末日現在の信用保証の処理状況について翌月末日までに市長に報告しなければならない。

### (補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、石巻市小企業小口融資あっせん規則（平成元年石巻市規則第5号）、河南町小企業小口融資あっせん規則（平成10年河南町規則第7号）又は河北町小企業小口資金融資規則（平成5年河北町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月24日規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日までに宮城県信用保証協会の保証の承諾を受けたものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定により保証料の補給を受けることとなったものに対するこの規則による改正前の石巻市小企業小口融資あっせん規則第8条第2項の規定は、改正後の石巻市小企業小口融資あっせん規則第8条の規定に違反した場合において、なおその効力を有する。

附 則（平成24年3月30日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。